

# ヨーロッパにおける 土壌汚染対策の取り組み

(前)国土交通省総合政策局宅地課宅地企画調査室企画専門官 やました こういち 山下 浩一

## 1. 調査の背景

土壌汚染対策法(以下「法」という)が成立し、いよいよわが国でも本格的な土壌汚染への取り組みが始まる。

土壌汚染対策としては、これまで「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」で特定の目的に対しては対応されていたが、今回の法は市街地における工場跡地等の土壌汚染を対象としたものである。

市街地における土壌汚染については、近年、工場跡地の再開発等が進むに従い判明事例が急増している。マンション等の住宅地として利用する際に、宅地開発事業者や最終ユーザーが宅地取得後に汚染が発覚し、開発断念や契約解除に発展するトラブルが発生するなど社会問題化している事例もみられる。

国土交通省においても、法を踏まえて土壌汚染対策に取り組む必要があると考えられ、今般社会資本整備審議会住宅宅地分科会宅地政策ワーキンググループによる「宅地政策の転換の基本的方向のあり方に関する報告」の中でも、宅地政策にかかる土壌汚染対策のあり方について示されたところである。また、本年度行政部費により「公共事業・宅地供給における土壌汚染対策に関する調査検討」を行うこととしている。

一方、海外においては、欧米を中心として早く

から土壌汚染問題が顕在化し、1980年に米国で「包括的環境対処・補償・責任法(通称スーパーファンド法)」が制定され、以後オランダ、ドイツ、イギリス等でも法律が制定されている。これらヨーロッパの先進的状況を調査し本年度の調査の一助とするために、去る3月にドイツとイギリスにおける土壌汚染対策について調査を行った。以下にその概要をкаいつまんで報告する。

## 2. 調査の概要

- ・日程：平成14年3月21日～27日
- ・調査者：総合政策局宅地課宅地企画調査室企画専門官 山下 浩一  
同民間宅地指導室課長補佐 萬徳 昌昭
- ・訪問先：ドイツ  
ノルトラインヴェストファーレン州環境・自然保護・農業・消費者保護省(デュッセルドルフ) ドイツ連邦法および州法における土壌汚染法制の聞き取り  
ルール地方エムシャ・パーク・プロジェクト(オーバーハウゼン) 工場等跡地の再生プロジェクトの視察  
イギリス  
環境・食料・地域問題省(ロンドン) イギリスの土壌汚染法制の聞き取り  
イングリッシュ・パートナーシップ(ロンド

ン) 工場, 炭坑跡地等再生にかかる事業手法の聞き取り

グリニッチ地区ミレニアムプロジェクト(ロンドン) ガス製造工場跡地の再開発プロジェクトの視察

ロザーハム市マンバース地区 炭鉱跡地の工業団地プロジェクトの視察

### 3. ドイツの状況

#### (1) 土壌汚染にかかる法制

ドイツ連邦土壌保全法は1998年に成立, 1999年3月より施行されている。連邦法では土壌汚染対策の全体の枠組みを定め, 法の下に, 技術的内容を定めた指令(政令)があり, この中で調査方法や汚染の基準値等が具体的に定められている。さらに, 連邦法を受けた州法があり, ノルトライン・ヴェストファーレン州では1999年3月に州土壌保全法が施行されている。

連邦法においては, 対象となる汚染には土地の改変と工場等跡地が含まれ, 操業中の工場による汚染も対象とされている。調査, 対策の責任は法上は原因者, 土地所有者等とされ, 行政庁より命令が出されるものとされている。基準の考え方としては, 土地の利用方法により区分され, 具体的には①子供の遊び場, ②住宅等, ③公園・レジャー施設, ④産業・営業用地で基準値が別に定められている。

州法の中では, 汚染地のデータについての情報システムが規定されており, 自治体が汚染の疑いのある土地をリストアップし, 州で統計を作るものとされている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では, これまで, 汚染の疑いのある土地43,232カ所, うち調査済みのもの9,138カ所, 対策済みのもの3,355カ所となっている。

#### (2) エムシャ・パーク・プロジェクト

ノルトライン・ヴェストファーレン州は北部にルール工業地帯を抱える。産業構造の転換の中で炭鉱, 鉄鋼が衰退し, その跡地の利用が大きな課題となっていた。エムシャ・パーク・プロジェクトは, 地域を東西に流れるエムシャ河に名前をとった, ルール工業地帯800km<sup>2</sup>, 9市8町にわた

る壮大な地域再生プロジェクトである。各市町でさまざまに工場, 炭坑跡地等の利用が図られているが, 閉鎖された工場施設等を一部再利用しつつ, 公園や博物館として活用していることが特徴である。

今回はオーバーハウゼン市の工場, 操車場跡地を利用したショッピングセンターと既存のガスタンクを活用した美術館を視察した。ショッピングセンターは遊園地を併設した大規模なもので, 宅地造成, 建築基礎工事において土壌汚染対策が行われているが, 今回は時間の関係で市当局に詳細な情報を聞く機会を得なかった。

写真 1 工場跡地を利用したショッピングセンターと遊園地



写真 2 美術館として再利用されているガスタンク



### 4. イギリスの状況

#### (1) 土壌汚染にかかる法制

イギリスの土壌汚染対策法制は, 1995年環境法により1990年環境保護法にパートII A として挿入され, 2000年4月に施行された。この間法施行のためのガイド作成や1997年の政権交代の影響により相当の時間を要したという。ガイドには①汚染地の定義, ②汚染被害とは, ③自治体の対応,

④リスク評価の実施，⑤汚染対策方法が定められている。調査，対策の責任はPPP（Polluter Pays Principle = 汚染者負担の原則）にのっとり，原因者を基本としているが，原因者が不明の場合は土地所有者の責任としている。

全体としては，一律の基準値を設けず，リスクアセスメント型の取り組みとしており，また，都市計画開発部局との連携が明確に意識されている。

現在の担当は，環境・食料・地方問題省であるがこの組織は以前は環境・交通・地域省であったものが交通・地方政府・地域省とに分かれ，2001年1月に発足した新しい組織である。

## (2) イングリッシュ・パートナーシップとグリニッチ半島地区再生

イングリッシュ・パートナーシップ（以下EPという）は，都市再生庁として炭鉱地等の経済再生とコミュニティ回復等都市の基盤整備を目的とした政府機関であり，1994年に設立された。当初は全国に支局を有する組織であったが，1999年の組織改革により，ロンドンを担当することとなり，現在の主要な業務はロンドングリニッチ半島地区の再開発事業である。

グリニッチ半島はロンドン東部テムズ河に面し半島状になった地区で，1800年代より英国ガスのガス製造工場があった。1980年代にガス工場は廃止となり，好立地を生かした再開発計画が動き始めたが，1996年に中央政府が当地域をミレニアムプロジェクトの実施地区と決定したことから，EPが英国ガスより土地を購入し再開発を主導することになった。

地区の面積は約120ha，利用計画としては地区内を3地区に分け，北地区をミレニアムドーム，中央地区をオープンスペース，公園，南地区をミレニアムビレッジ（住宅団地）とするマスタープランが作られている。

工場跡地であることから，土壌汚染対策がEPの重要業務となり，各地区の汚染状況と土地利用形態に応じた対策がとられている。特に北地区のミレニアムドーム立地周辺の汚染が顕著であり，タール等を含む汚染土壌の置換が行われた。中央

写真 3 ミレニアムドーム



写真 4 住宅団地（ミレニアム・ビレッジ）建設状況



地区および南地区については汚染状況が比較的軽度であったことから，汚染土壌の封じ込めを行うことで対応している。特に地下水の漏水に注意が払われている。基盤整備に要した総額約1億8,000万ポンド（約350億円）のうち約7,000万ポンド（約130億円）が土壌汚染対策費という。

## 5. 調査所感

ドイツ，イギリスとも，土壌汚染対策は炭鉱地や製鉄業等の産業構造転換に伴う地域再生という背景があり，そのため，公的機関が主導する非常に大規模なプロジェクトが目立っている。その点で，マンション建設等に伴う一般市街地における土壌汚染問題が顕在化しているわが国の状況とはややレベルを異にしているという印象が強い。

しかし，一方で，土壌汚染の可能性のある地区を幅広く調査し，情報収集する仕組みを政府レベルで組み上げていることなどは，わが国の今回の法制において十分対応できていない点でもあり，参考になると思われる。